

大分県報

令和六年
第五一一号
五月二十四日

（金曜日）

目次

規則 大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正……………一

告示 指定納付受託者の指定……………一

大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………一

公告 落札者等の公示（三件）……………二

ふぐ処理講習会の開催……………三

規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十一号

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項、下請振興事業計画承認グループ事業の項、総合効率化計画認定グループ事業の項、施設集約化事業の項、共同施設事業の項、設備リース事業の項、企業合同事業の項、集団化事業の項及び集積区域整備事業の項中「〇・六パーセント」を「〇・八〇パーセント」に改める。

別表第四の地域産業創造基盤整備活性化事業の項及び商店街整備等活性化支援事業の項中

令和六年五月二十四日

「〇・六パーセント」を「〇・八〇パーセント」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表第三及び別表第四の規定は、この規則の施行の日以後に申請される資金の貸付けから適用し、同日前に申請された資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告示

大分県告示第二百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和六年五月二十四日

指定納付受託者の名称及び所在地
大分県知事 佐藤 樹一郎

名称

所在地

指定をした日

株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

令六・四・一

二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等

クレジットカードの利用により納付する一般旅券申請手数料

三 指定期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

大分県告示第二百八十六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

大分県報（規則・告示）

一

令和六年五月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 受託者の住所及び名称

大分市東春日町一番八号

株式会社大宣

代表取締役社長 朝倉 弘美

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年五月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の種類及び数量

マイクロソフト社ライセンス 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和六年五月二日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社エイビス 代表取締役 佐藤 誠 樹

大分市金池町三丁目三番十一号

五 落札金額

五億三千六百八十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和六年三月二十二日

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年五月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

再生PPC用紙 A4（年間単価契約）

予定数量 一万三千六百五十箱（二箱 二千五百枚）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和六年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

キングテック株式会社 大分支店 支店長 中村 真之

大分市三川新町二丁目三番三十七号

五 落札金額

二千五百三十円（一箱当たり）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和六年二月二十日

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年五月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

事務用椅子（年間単価契約）

予定数量 六百二十脚

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和六年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|-------------------------|------|---------------------------|------|---------------------|-------|--------------------------|------|------------------------|------|--------------------------|--------|----------------------------|-------|--------------------|
| <p>岩尾株式会社 代表取締役 岩尾久一 大分市中央町一丁目四番十五号 落札金額 三万八千七百七十円（一脚当たり）（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 七 一般競争入札の公告をした日 令和六年二月二十日</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。 令和六年五月二十四日</p> <p>大分県知事 佐藤樹一郎</p> <p>一 講習会の開催期日及び場所 1 開催日時 令和六年九月四日（水曜日）午前九時三十分から午後五時三十分まで なお、受付時間は、午前九時から午前九時二十五分までとする。 2 開催場所 大分市金池南一丁目五番一号 ホルトホール大分</p> <p>二 講習会の受講申込みの受付期間及び場所 1 受付期間 令和六年七月二十九日（月曜日）から同年八月二日（金曜日）まで 2 受付場所</p> <p>次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部</p> | <table border="1"> <tr><td>豊後大野支部</td><td>豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内</td></tr> <tr><td>竹田支部</td><td>竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内</td></tr> <tr><td>日田支部</td><td>日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内</td></tr> <tr><td>玖珠郡支部</td><td>玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内</td></tr> <tr><td>中津支部</td><td>中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内</td></tr> <tr><td>宇佐支部</td><td>宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内</td></tr> <tr><td>豊後高田支部</td><td>豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内</td></tr> <tr><td>大分市支部</td><td>大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内</td></tr> </table> | 豊後大野支部 | 豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内 | 竹田支部 | 竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内 | 日田支部 | 日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内 | 玖珠郡支部 | 玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内 | 中津支部 | 中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内 | 宇佐支部 | 宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内 | 豊後高田支部 | 豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内 | 大分市支部 | 大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内 |
| 豊後大野支部 | 豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 竹田支部 | 竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日田支部 | 日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 玖珠郡支部 | 玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中津支部 | 中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宇佐支部 | 宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 豊後高田支部 | 豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大分市支部 | 大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>支 部 名 所 在 地</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>国東支部</p> | <p>国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>速見支部</p> | <p>速見郡日出町字仁王山三五三二番地二四 日出総合庁舎内</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別府支部</p> | <p>別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>由布支部</p> | <p>由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>白杵支部</p> | <p>白杵市大字白杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>津久見市支部</p> | <p>津久見市港町一番二一号 津久見商工会議所内</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>佐伯支部</p> | <p>佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和六年五月二十四日

大分県報（公告）